

神戸市交通公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特例政令第 12 条及び神戸市交通局契約規程（昭和 51 年 8 月交規程第 15 号。以下「規程」という。）第 27 条の 12 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 2 1 日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称
改札機監視盤更新業務
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市交通局経営企画課
神戸市兵庫区御崎町 1 丁目 2 番 1 号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月 7 日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東芝 関西支社
支社長 林 広道
大阪市北区角田町 8 番 1 号
- 6 随意契約に係る契約金額
178, 970, 000 円
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第 5 項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
既に調達をした物品等（以下、「既調達物品等」という。）につき、既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外のものから調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。